

## 管理手数料届出・実施料率表

JASRACは、作詞者・作曲者・音楽出版者など権利を委託された方に使用料を分配する際に、管理手数料として分配額に一定率（管理手数料率）を乗じた額を差し引き、それを業務運営の経費に充てております。

実際に適用する管理手数料率（実施料率）は、文化庁に届け出た「管理手数料規程」の手数料率（届出料率）の範囲内で、理事会において定めています。

2017(平成29)年6月分配期から適用

使用料の区分		届出料率	実施料率
演 奏 等	映 画 上 映	30%	25%
放 送 等	有 線 放 送 等	15%	10%
映 画 録 音		30%	20%
出 版 等		20%	20%
オ ー デ ィ オ 録 音	オ ル ゴ ー ル	6%	6%
ビ デ オ グ ラ ム 録 音		13%	10%
貸 与 ( 貸 レ コ ー ド )		15%	10%
業 務 用 通 信 カ ラ オ ケ		15%	10%
イ ン タ ラ ク テ ィ ブ 配 信		15%	10%
B G M		12%	12%
C D グ ラ フ ィ ッ ク ス 等		6%	6%
カ ラ オ ケ 用 IC メ モ リ ー カ ー ド		6%	6%
広 告 目 的 で 行 う 複 製 ( 注 1 )		13%	( 注 1 )
ゲ ー ム に 供 す る 目 的 で 行 う 複 製 ( 注 1 )		13%	
外 国 入 金	録 音	5%	5%
	演 奏		5%
そ の 他	貸 ビ デ オ	25%	10%
	そ の 他		( 注 2 )
教 科 用 図 書 補 償 金		20%	20%
私 的 録 音 補 償 金		20%以内	10%
私 的 録 画 補 償 金		20%以内	( 注 3 )

(注1) 委託者が指定した使用料額が300万円以下の部分については8%、300万円を超え1,000万円以下の部分については2%、1,000万円を超える部分については1%を適用する。委託者が使用料額を指定しなかったときは、複製の形態に応じ使用料規程所定の使用料

額をもって許諾することとなるから、これに対応する使用料の区分の実施料率を適用する。

(注2) 「その他」の実施料率については、理事会において別に定めており、その全てが25%を下回っている。

(注3) 「管理委託契約約款」を構成している「私的録画補償金分配規程」の附則2項の規定によりテレビ放送分配基金に合算して分配するため、放送等の実施料率(10%)を適用する。